

vol.46-7 (通算 520号)

2016年10月号

やどかり

2016年10月15日発行
(毎月1回15日発行)
1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562
TEL 048-686-0494
FAX 048-686-9812
定価 50円(含会費)

誰もが自分らしく生きられる社会を目指して

—やどかりの里職員倫理綱領発効—

2014年から検討を始めたやどかりの里職員の倫理綱領だが、2016年9月10日の職員会議で全文が読み上げられ、倫理綱領が発効された。やどかりの里の理念に基づき、職員の基本姿勢を明文化したものである。

やどかりの里は活動当初より、「人間の尊厳」を活動の中心におき、メンバーや家族との協働の活動づくりを目指してきた。

2006年に国連で成立した障害者権利条約についても、日本で批准される前から、学習を重ね、自らの実践にどう生かしていくのかを考えてきた。実践と学習の積み重ねの中で、権利侵害は日常の活動の中で起こりやすいことを自覚し、1人1人の人権を大切にしていくために、明文化された倫理綱領が、その一助となるのではないかと考えたのだ。

障害者権利条約の批准を目指した日本では、国内法の整備が進み、さいたま市では、国に先立って2011年3月に「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、いわゆるノーマライゼーション条例を制定。2012年10月には障害者虐待防止法が施行、2013年6月には障害者差別解消法が成立した。その後、2014年1月、障害者権利条約が批准された。一方、障害者自立支援法(現総合支援法)は、障害のある人への社会福祉実践をサービスと位置づけ、市場化し、競争主義を持ち込み、専門性を軽視する制度であった。

これに対し、やどかりの里では改めて、障害のある人の権利擁護の立場に立脚した倫理綱領の必要性を確認し、その策定を目指してきた。

倫理綱領づくりは、一部の人で決めるのではなく、職員が話し合い、意見を反映させながら、修正していくプロセスを共有することを大切にしたい。職員会議でアンケートを実施して、倫理綱領のイメージや策定の必要性、さらに、綱領の中で問われる権利擁護の姿勢などについての意見を求め、その結果を共有した。

やどかりの里は多職種で構成されているので、専門性への問いや職員のあるべき像について議論していくことも重要であった。倫理綱領素案を前にして援助と支援の違い、利用者かメンバーかなど使う言葉についても、精査し考える時間を持った。そしてシンプルでわかりやすく、やどかりの里らしさが現れていること、やどかりの里の実践の根拠と共通基盤をあたえるものであること、やどかりの里のメンバーや家族にも伝わりやすい内容とした。

やどかりの里が目指す「ごくあたりまえの生活」は日本国憲法や障害者権利条約が謳う1人1人が大切にされる社会の実現と意を一致している。それを可能とする地域社会をつくるのがやどかりの里の実践であり社会的使命である。職員は、メンバー個人の尊厳と多様な支援、生活と権利の保障と良質で適切な関わりについて認識を深めなければならない。そして、倫理綱領が示す確固たる倫理観をもって、専門的で公平・公正な実践を進める決意を新たに、日々の実践に生かしていく覚悟である。

全文はやどかりの里のホームページで公開している。